

公益財団法人熊本市町村振興協会研修助成要綱

平成25年4月1日
要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人熊本市町村振興協会定款第4条第1項第3号の規定に基づき、次条に掲げる研修機関が実施する研修への職員派遣に対する助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、次に掲げる研修機関が行う研修事業とする。

- (1) 市町村職員中央研修所
- (2) 全国市町村国際文化研修所
- (3) 一般財団法人全国建設研修センター

(助成額)

第3条 助成金は、公益財団法人熊本市町村振興協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内で常務理事が別に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条各号の研修機関が行う研修への職員派遣により、市町村が他の団体から助成金を受ける場合は、助成の対象としない。

(助成の申請)

第4条 助成の交付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる書類を毎年度協会が指定する期日までに、協会に提出するものとする。

- (1) 市町村振興協会研修助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 「市町村職員中央研修所」研修受講者実績一覧表（様式第2号の1）
「全国市町村国際文化研修所」研修受講者実績一覧表（様式第2号の2）
「一般財団法人全国建設研修センター」研修受講者実績一覧表（様式第2号の3）

(3) 研修受講決定通知書の写し

(4) 旅行命令書の写し

(5) 修了証書の写し

(助成の決定)

第5条 助成の申請を受け当該申請にかかる書類を審査した場合において、助成を行うことを決定した市町村に対しては、研修助成決定通知書（様式第3号）を送付し、助成を行わない市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

(助成の実行)

第6条 協会は、助成の額を決定した後、資金を送付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。